

広 第 1065 号

昭和53年10月25日

日本労働組合総評議会大阪地方評議会

議長 中江平次郎 殿

全港湾橋梁・岡谷闘争支援共闘会誌

議長 片本清作 殿

全日本港湾労働組合関西地方本部

地方執行委員長 山本敏一 殿

大阪府知事 黒田了



全港湾橋梁・岡谷闘争に関する要請について

(回答)

1978年7月31日付けで要請のありました関係企業に対する業者指名の取扱いについては、去る52年4月7日付け公啓第6号により総評大阪地方評議会議長並びに民間単産等共闘委員会議長あての「中小企業対策に関する要請について(回答)」において別紙のとおり回答しておりますが、これにより措置いたしますので御了承下さい。

別紙

資料1

物品の買入れにつきましては、要請書の「労働基準法、最低賃金法、家内労働法、職業安定法、労働組合法並びに公害条例に違反した業者」に対し関係法令を所管している行政機関の処分決定があつた場合その内容に応じて一定期間指名停止の措置を行うこととしております。

また、公共事業における工事契約に關しましては、建設労働及び環境保全に関する法令等に違反することのないよう行政指導に努めているところでありますが、関係行政機関等から法令違反行為についての告発、処分通知等があつた場合は、一定期間指名から排除する等の厳正な措置を講じております。